

仙台市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(令和7年5月28日 都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援法人の業務)

第2条 支援法人は、法第24条第1項第1号及び第6号に基づき、身体的理由等から相談会等への参加が難しい高齢者に対して、対象者の意向に応じた伴走型の支援として次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 住み替え先や必要な福祉サービス等の情報提供
- (2) 福祉施設・福祉サービス提供事業者との調整
- (3) 住まいの終活に関する情報提供
- (4) 家財の整理、処分の支援
- (5) 不動産の売却、管理の支援
- (6) 不動産の登記、成年後見に関する手続き支援

(指定の申請)

第3条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 第2条に掲げる業務に関する活動実績を記載した書面
- (8) 第2条に掲げる業務に関する計画書
- (9) 市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、宮城県知事が指定した住宅確保要配慮者居住支援法人のうち、その活動地域に仙台市を含む法人であること。
- (2) 申請者が、第2条に掲げるいずれかの業務に関する活動実績を有すること。
- (3) 申請者が、第2条に掲げるすべての業務を適切に遂行でき、また、その業務の方法が適切なものであること。
- (4) 仙台市内に事務所または営業所を有すること。
- (5) 第9条の規定により、指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- (7) 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 未成年者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

ホ 暴力団員等

(8) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(9) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(10) 本市の市税を滞納していないこと。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から1年間とする。

3 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、空家等管理活用支援法人指定書（様式第2号）により、指定をしない場合は、空家等管理活用支援法人不指定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（支援法人の指定更新）

第5条 支援法人は、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定の有効期間を満了する日の1か月前から10日前までの間に、空家等管理活用支援法人指定更新申請書（第4号様式）により、指定の更新申請をしなければならない。

2 前条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、前条第1項中「前条第1項の規定による」とあるのは「第5条第1項の規定による」、同条第2項中「当該指定の日から」とあるのは「従前の指定の有効期間を満了する日の翌日から起算して」と読み替えるものとする。

（名称等の変更）

第6条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第5号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容またはその実施体制を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第7条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第8条 支援法人は、第2条に掲げる業務の実施状況について、指定日より6か月ごと当該期間の末日から14日以内に業務実施状況報告書（様式第8号）を提出するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは期間によらず前項の報告を求め、内容について説明又は追加資料の提出を求めることができる。

（改善命令）

第9条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第10条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第4条第1項各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第4条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第9号）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

附 則（令和8年6月17日改正）

この改正は、令和8年6月17日から施行する。